⑵　病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）
　㈠　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)
　　ａ　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)
　　ⅰ　要介護１　720単位
　　ⅱ　要介護２　828単位
　　ⅲ　要介護３　975単位
　　ⅳ　要介護４　1,064単位
　　ⅴ　要介護５　1,154単位
　　ｂ　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)
　　ⅰ　要介護１　829単位
　　ⅱ　要介護２　937単位
　　ⅲ　要介護３　1,084単位
　　ⅳ　要介護４　1,173単位
　　ⅴ　要介護５　1,263単位
　㈡　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)
　　ａ　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)
　　ⅰ　要介護１　720単位
　　ⅱ　要介護２　828単位
　　ⅲ　要介護３　934単位
　　ⅳ　要介護４　1,023単位
　　ⅴ　要介護５　1,112単位
　　ｂ　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)
　　ⅰ　要介護１　829単位
　　ⅱ　要介護２　937単位
　　ⅲ　要介護３　1,043単位
　　ⅳ　要介護４　1,132単位
　　ⅴ　要介護５　1,221単位
⑶　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）
　㈠　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)
　　ａ　要介護１　832単位
　　ｂ　要介護２　940単位
　　ｃ　要介護３　1,173単位
　　ｄ　要介護４　1,272単位
　　ｅ　要介護５　1,362単位
　㈡　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)
　　ａ　要介護１　832単位
　　ｂ　要介護２　940単位
　　ｃ　要介護３　1,173単位
　　ｄ　要介護４　1,272単位
　　ｅ　要介護５　1,362単位
⑷　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）
　㈠　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)
　　ａ　要介護１　832単位
　　ｂ　要介護２　940単位
　　ｃ　要介護３　1,087単位
　　ｄ　要介護４　1,176単位
　　ｅ　要介護５　1,265単位
　㈡　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)
　　ａ　要介護１　832単位
　　ｂ　要介護２　940単位
　　ｃ　要介護３　1,087単位
　　ｄ　要介護４　1,176単位
　　ｅ　要介護５　1,265単位
⑸　特定病院療養病床短期入所療養介護費
　㈠　３時間以上４時間未満　650単位
　㈡　４時間以上６時間未満　900単位
　㈢　６時間以上８時間未満　1,250単位

注１　⑴から⑷までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　⑸について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

３　⑶及び⑷について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、１日につき25単位を所定単位数から減算する。

５　医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、１日につき12単位を所定単位数から減算する。

６　⑴から⑷までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
　イ　夜間勤務等看護(Ⅰ)　23単位
　ロ　夜間勤務等看護(Ⅱ)　14単位
　ハ　夜間勤務等看護(Ⅲ)　14単位
　ニ　夜間勤務等看護(Ⅳ)　７単位